平成 24 年 5 月 11 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社　アートネイチャー
代表者名　代表取締役会長兼社長　五十嵐　祥剛
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８２３）
問合せ先　上席執行役員経営企画部長　内 藤　　功
電話　03－3379－3228

株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員への新しいインセンティブプランとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（ J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 672,111 株のうち 90,000 株（9,072 万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました（詳細につきましては、本日付けの「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

１．導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）について検討、平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、会社への貢献を従業員が実感できる報酬制度とし、一定の要件を満たした場合に株式を給付し、その価値を処遇に反映するために「本制度」を導入することといたしました。

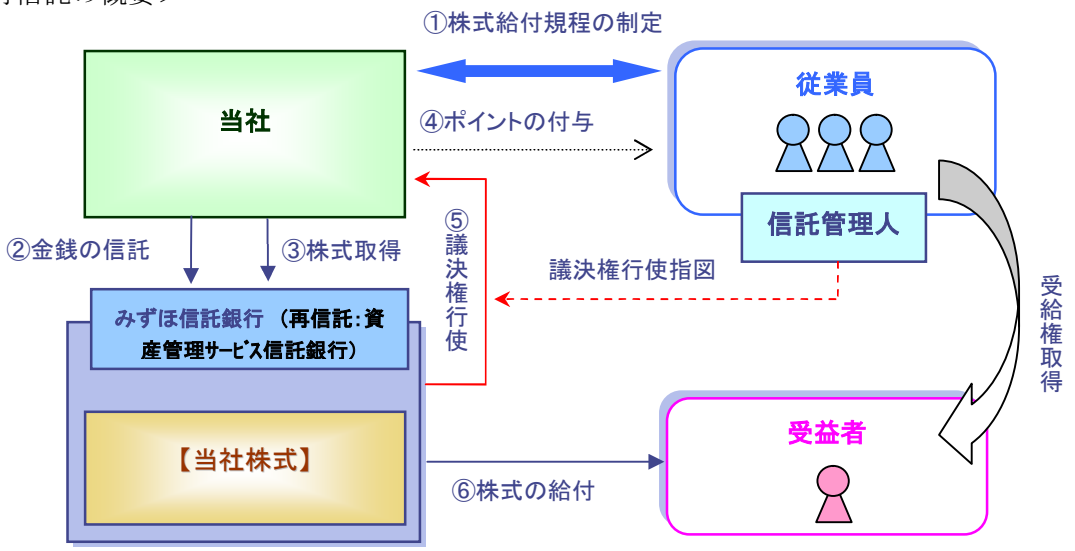
２．本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に業績等に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な従業員の定着化を促すとともに、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

＜株式給付信託の概要＞



①当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
②当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
④当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、業績等に応じて「ポイント」を付与します。
⑤信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
⑥従業員は、一定の要件を満たした場合に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

３．本信託の概要及び日程
(1) 名称：株式給付信託（J-ESOP）
(2) 委託者：株式会社アートネイチャー
(3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社
(4) 受益者：株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
(5) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(6) 本信託契約の締結日：平成 24 年 6 月 1 日（予定）
(7) 金銭を信託する日：平成 24 年 6 月 1 日（予定）
(8) 信託の期間：平成 24 年 6 月 1 日（予定）から信託が終了するまで
（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。）
(9) 株式給付規程の効力発生日：平成 24 年 7 月 1 日（予定）

４．本信託設定日において当社が信託する金額
90,720,000 円（予定）

以　上